

東洋大学 社会福祉学会

第17回大会

全体テーマ

『新キャンパスでの新たな学会の構築に向けて』

報告要旨集

2023（令和5）年8月6日（日）

東洋大学赤羽台キャンパス

HELSP0 ホール（HUB3 3階）

目 次

日本におけるソーシャルファームについての一考察 ーイタリア、イギリス、ドイツにおけるソーシャルファームとの比較を通してー	福祉社会デザイン学部社会福祉学科 村川真一 ・・・・・・・・・・ 3
子ども権利擁護機関における相談支援に関する研究 ー子ども相談のインテークの実践現場からー	福祉社会デザイン学部社会福祉学科 小出真由美 ・・・・・・・・・・ 7
介護福祉士養成における多職種連携教育に関する考察 ー実施状況の比較による教育実践プログラムの検討ー	福祉社会デザイン学部社会福祉学科 新田恵美 ・・・・・・・・・・ 11
『接近困難』な高齢者との（援助）関係構築のプロセスとアプローチの原則に関する研究 ー地域包括支援センターが対応している高齢者の“ゴミ屋敷”事例を中心にー	福祉社会デザイン学部社会福祉学科 藤澤美保 ・・・・・・・・・・ 15

日本におけるソーシャルファームについての一考察
—イタリア、イギリス、ドイツにおけるソーシャルファームとの比較を通して—

福祉社会デザイン学部社会福祉学科
村川 真一

1. 問題の所在

2021年12月労働協同組合法が全会一致で国会で成立し、2022年10月から施行された。この労働協同組合は、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢の一つであり、今後、各地域で様々な事業が展開され、わが国の地域づくりで重要な役割を担うことが期待されている（厚生労働省勤労生活課労働協同組合業務室2022）。この多様な働き方の実現については、働くことが難しい人に対して、労働の場が広がる機会になったのではないだろうかと考える。日本財団が取り組む「働きづらさ」をテーマにした「WORK!DIVERSITY」プロジェクトによる調査(2021年3月)と何かしらの働きづらさを抱えている人は、1、500万人以上に上るという試算もある。様々な社会的事情を抱え、働く意欲があるにもかかわらず、働くことのできない人々がおり、特に身体障害者、知的障害者は、そのハンディキャップから労働の場に恵まれておらず、また刑期を終え出所した人たちを雇用する場も少ない。さらに、一度現役を引退した高齢者の中にも、働かなければ生活できない人、自ら労働力を提供したい人、DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者であったり、引きこもりとなってしまった若者たちといった、働きたくても働けない問題を抱えている不利な人が少なくない。こうした人にとって雇用の機会を得るということは、単に賃金を得ることだけでなく、生きがいや、人とのつながりを持つことに

もなるのではないだろうか。ここでは、労働の場として、ここでは、労働の場として、わが国においても展開されているソーシャルファームに視点を置き検討していきたい。

ソーシャルファームは、イタリアにおいて社会的協同組合として発祥した。1970年代北イタリア、トリエステにおいて、当時精神医療制度改革が進められる中、トリエステの精神病院に入院していた患者たちが病院を出て、働きながら通院治療が受けられるような労働環境が求められた。そこで、精神病院の職員と元入院患者とによって創設されたのが社会的協同組合（Social Cooperative）であり、これがソーシャルファームの原型であるとされている。その後、ソーシャルファームは世界的に広がり、イギリス、ドイツ、ギリシャ、フィンランドなどでは、ソーシャルファームに関する法律も整備されている。ソーシャルファームは、社会的企業の特別な範疇に属しており、障害者やその他の労働市場において非常に不利な立場にある者に雇用の機会を提供するため、仕事を生み出し、援助付き雇用の機会を提供することに焦点をおいている（シュワルツ 2007）。ソーシャルファーム EU による定義（Social Firms Europe 1997）では、ソーシャルファーム EU は、ヨーロッパ全体で唯一のソーシャルファームネットワークであり、障害者や社会的に不利な渋滞にある人たちのために有給労働を創出するという目的を共有している。組織形態としては、ヨーロッパにおける社会的企業ネ

ットワーク、社会的協同組合、NGO、他の組織がある。(ソーシャルファームヨーロッパ、Social Firm Europe CEFEC のホームページ <http://socialfirmseurope.org> 引用)。

日本においては、ソーシャルファームという法人格は存在せず、主に社会福祉法人、NPO 法人、株式会社(特例子会社を含む)などの形態をとる事業所が実質的にソーシャルファームのような性格をもって運営をしている。2019年、東京都において、都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例が公布され、東京都においては、ソーシャルファームの認証制度が開始された。

2. 検討方法

本研究の対象は、ソーシャルファームであるが、ソーシャルファームの発祥したイタリア、本要旨で取り上げるイギリス、ドイツと日本では、その目的と機能などに多少の違いがあると考えられる。そのため、先ずそれぞれのソーシャルファームの目的、機能の特徴を各国の代表するソーシャルファームの事例を踏まえて確認する。その上で、日本におけるソーシャルファームとの比較を行うが、本研究においては、東京都におけるソーシャルファームとして認証された32団体(2023年7月現在)と、2011年に厚生労働省の調査で取り上げられたソーシャルファームに条件の近い団体のうち18団体を、日本におけるソーシャルファームとして取り上げ、イタリア、イギリス、ドイツのソーシャルファームと比較を試みる。

3. 結果

①日本のソーシャルファームの特徴

本研究において取り上げたソーシャルファームから見えてきた特徴として、福祉的就労と中間的就労、企業における障害者雇

用としての機能がある。ソーシャルファームの目的としては、障害者や社会的に不利な人など就労困難者に対して働く場をつくること、また、労働の内容として地域の課題に対して、これらの人の労働で対応することも挙げられる(具体的には、障害者の働く場をつくることを目的とする団体が36、DV被害者等(一般就労できない者)が働く場を提供することを目的とする団体が4、元受刑者の社会復帰のための就労の場を提供することを目的とする団体が4、ホームレスに働ける場を提供することを目的とする団体2、障害者雇用を目的とする団体が4であった。

②ヨーロッパ(イギリス、イタリア、ドイツ)との比較から言えること

本要旨において取り上げたソーシャルファームとヨーロッパ(イギリス、イタリア、ドイツ)との比較をすると、共通点としては、ソーシャルファームが対象とする人は、障害者、元受刑者、ホームレスなどの社会的に不利な立場にあり、労働市場につながる事が難しい人、就労困難者であった。相違点は、ソーシャルファームの目的と機能において、イギリスやドイツでは、積極的労働政策の枠組みに、社会的企業としてのソーシャルファームが位置しており、市場志向(営利性)である目的が強く、その機能として、ビジネスモデルが成り立つ仕組みを構築することが重要視されている。一方、イタリアにおけるソーシャルファーム(社会的協同組合)の目的は、法律によって法営利を目的としない非営利の組織であると規定されている。

本要旨において取り上げたソーシャルファームの多くは、イタリアにおけるソーシャルファーム(社会的協同組合型)に近い目的、機能をしていると考えられる。

4. 考察:日本におけるソーシャルファームの一つの評価

日本におけるソーシャルファームについて一定の評価を試み、2つのことが指摘できるのではないだろうか。1つ目は、一般就労を目指す障害や社会的に不利な状態の人で就労困難者（一般就労を目指す人）に対して、福祉的就労、中間的就労という機能をしていること。2つ目は、労働とのつながりの場をソーシャルファームが機能していることである。労働市場（一般就労）に居場所を得て責任ある社会の一員としての自尊心を伴った自立、人と社会につながった生き方を獲得することは誰もが望むことであるが、そこに届く以前の社会的に不利な状態（バルネラブルな状態）で困難を抱えた人たち、長期の社会の離脱者など意欲、体力、社会性などの生きる力の回復支援が必要な人たちに対して就労の訓練の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行う場が必要であり、これに対応する機能をソーシャルファームが担っていると評価できるのではないだろうか。

5. 今後の課題

①日本におけるソーシャルファームについては、東京都による認証制度など、事業展開している一方で、今後のソーシャルファームの促進のためには、ソーシャルファームの定義などを明確にする必要があるのではないかと考える。そこで、イタリアにおけるソーシャルファームの創設における背景や史的展開等から、ソーシャルファームの枠組みを明確にする際の示唆を探りたいと考える。

②いわゆる貧困ビジネスの問題についても注意する必要がある。日本におけるソーシャルファームにイギリスやドイツのように市場性を積極的に求めた場合、市場原理で

あるがため、働く人たちに対しての低賃金の問題が起こりうる。本要旨において取り上げた団体からも働く人たちに対して賃金を少しでも多く支払う団体がいくつかあった、働く人に対しての支払は低賃金のままという実態もあるようだ。日本においてソーシャルファームの定義づけをするのであれば、賃金の基準を検討する必要があるのではないだろうか。本要旨においては、そういった検討をせずに進めていたため、ソーシャルファームで働く人たちに対しての適正な賃金の検討を今後の研究の課題としてあげたい。特に、ソーシャルファームの対象となる人は、障害や社会的に不利な状態を理由にして就労につながりにくい人であり、その人自身の権利を侵害されやすい場合もある。

【引用文献】

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業センター（2008）『EU 諸国における社会的企業による障害者雇用の拡大』特定非営利活動法人 NPO 人材開発機構（2011）「東京都におけるソーシャルファーム認証事業者一覧」（ソーシャルファーム公益財団法人東京しごと財団ソーシャルファーム支援センターホームページ）厚生労働省・平成 22 年度障害者総合福祉事業『新しい障害者の就業のあり方としてのソーシャルファームについての研究調査』

【参考文献】

塚本一郎（2003）「イギリスにおける社会的企業の台頭・労働党政権下における市民事業と政府の新たな協働・」『経営論集』50(3), 123-145.
田中夏子（2004）『イタリアの社会的経済の地域展開』日本経済評論社

炭谷茂・細内信孝・大山博(2005)『ソーシャルインクルージョンと社会起業の役割-地域福祉計画推進のために-』ぎょうせい

谷本寛治 (2006)『ソーシャルエンタープライズ社会的企業の台頭』中央経済社

シュワルツ、ゲーロルド (2006)「障害者にとって有意義な雇用創出、国際セミナー報告書」『世界の障害者インクルージョン政策の動向』日本障害者リハビリテーション協会、日英高齢者・障害者ケア開発協力機構

A.エバース、L.ラヴィル編 内山哲郎、柳沢敏勝訳 (2007)『欧州サードセクター-歴史・理論・政策』日本経済評論社

寺島彰(2014)「わが国のソーシャル・ファームを発展させるための考察」『浦和論業』50, 63-83.

福田詩織 (2015)「中間的就労のあり方を考える」『みずほ情報総研レポート vol9』みずほ総合研究所

NPO 法人コミュニティシンクタンクあうるず(2016)『ソーシャルファーム-ちょっと変わった福祉の現場から-』創森社

新井利昌 (2017)『農福一体のソーシャルファーム-埼玉福興の取組から』創森社

濱口桂一郎 (2017)「EU の労働法政策」労働政策研究・研修機構

秋元美世 (2018)「つながりによる援助の利用可能性について」東洋大学福祉社会開発研究センター編『つながり、支え合う福祉社会の仕組みづくり』中央法規出版, 285-297.

永野仁美・長谷川珠子・富永晃一 (2018)「詳説 障害者雇用促進法-新たな平等社会の実現に向けて-」弘文堂

小谷眞男・金子光一・小島晴洋他 (2019)『新世界の社会福祉 第4巻 南欧』旬報社

都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条

例(2019年12月25日)

日本財団が取り組む「働きづらさ」をテーマにした「WORK!DIVERSITY」プロジェクトによる調査(2021年3月)

厚生労働省勤労者生活課労働者協同組合業務室 (2022)「労働者協同組合法～令和4年10月1日、労働者協同組合法が施行されました～」

追記：

本要旨は、筆者が東洋大学福祉社会開発研究センター紀要第15号「日本におけるソーシャルファームという『つながり』についての一考察～イタリア、イギリス、ドイツにおけるソーシャルファームとの比較を通して～」に、東京都における「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を日本におけるソーシャルファームの視点として加えたものである。

子どもの権利擁護機関における相談支援に関する研究
—子ども相談のインテークの実践現場から—

福祉社会デザイン学部社会福祉学科
小出 真由美

1. 研究の背景と目的

日本には、国連・子どもの権利条約に基づく子どもの権利に関する条例（以下、子ども条例）を持っている自治体が、64 か所ある。（2023年5月現在）¹そして、その子どもの権利に関する条例に基づく子どもの相談・救済の第三者機関（以下、子どもの権利擁護機関）を設置している自治体が44 か所ある。（2022年10月現在）²

子どもの権利擁護機関を担う第三者（以下、委員）は、自治体の首長や教育委員会などが弁護士や大学の研究者などから選出する。委員の役割は、子どもの個別の権利救済や、自治体等に子どもの権利擁護のための制度改善を求めるなど多岐に渡る。個別の権利救済の例としては、いじめや体罰、虐待などの権利侵害からの救済が多い。その役割の遂行には、子どもを取り巻く地域や組織にいるおとなが子どもを権利主体として理解し、子どもの最善の利益をともに考えていくことが不可欠になる。その理解を得るべく、委員は子どもを取り巻く環境へ働きかけを行う。

筆者は、都内の子どもの権利擁護機関において機関の立ち上げから約10年間に渡っ

て相談・調査専門員（以下、専門員）を担ってきた。主な役割は、子どもやその保護者などからの相談の受付をし、必要に応じて、委員へ相談者をつなぎ、委員とともに面接を行い、関係機関への委員の調整活動の補佐をすることであった。専門員が委員の補佐をすること自体、その自治体の子ども条例に記載があり、条例に基づいた職務であることを対外的に示すことができた。

筆者の勤めた自治体は、ほかの自治体の子どもの権利擁護機関と異なり、子ども自身からの相談が全体の6割を超えるという特徴があった。そして、子どもからの相談の多くが「このようなことを相談してよいのだろうか」という不安の中でつながってくると感じていた。その声を子どもの権利擁護機関として受け止め、相談をしたことを後悔せず、次に生かせる体験としてもらいたいという思いから、初めての相談体験を支えようと心掛けていた。そこから、専門員の役割の中で、子どもからの相談における初回のやり取り（以下、インテーク）が、その後の相談支援で最も重要なのではないかと考えに至った。

そこで、本研究では子どもの相談機関と

¹ 子どもの権利に関する総合条例一覧, 子どもの権利条約総合研究所作成, 2023年5月現在, <http://npocrc.org/wp-content/uploads/2023/05/jorei2305.pdf> (参照: 2023.7.20)

² 子ども条例に基づく子どもの相談・救済機関(公的第三者機関)一覧, 救済機関設置順作成, 子どもの権利条約総合研究所, 2022年10月現在, <http://npocrc.org/wp-content/uploads/2022/10/sodankyusai2210.pdf> (参照: 2023.05.15)

して最後の砦となるべき子どもの権利擁護機関において、子どもが権利主体として相談するための専門員のインテークのあり方を明らかにしたいと考えた。

現在全国にある44か所の子どもの権利擁護機関は、公的機関であることは同じであるが、それぞれ自治体の子ども条例の内容や設置されている背景や裁量によって相談受付日数や時間も異なる。また自治体の規模によって委員や専門員の人数は変わり、委員が2名から5名、専門員も2名から10名以上など異なる。筆者の勤めた子どもの権利擁護機関の専門員は筆者のような社会福祉士などの福祉職だけではなく、臨床心理士、公認心理師などの心理職や教員資格などの教育職など5名いて専門性も多岐に渡る。委員は、弁護士、教育関係、福祉関係の研究者の3名体制であった。

さらに、委員から専門員に対して、インテークをどのように対応すべきという指示によって、インテークのあり方は大きく異なると考えられる。筆者の勤めた子どもの権利擁護機関においては、ある程度の相談内容を専門員が聞き取り、権利侵害を取り除く必要があると専門員が判断した場合に、委員にその相談をつなぐという流れで相談対応することになっていた。しかし、自治体によっては、委員が面接にてインテークを行うと決めていると、何度も同じ話を子どもから聞くべきではないと委員から指示があれば、専門員は相談内容を聞かずに、面談等の日程調整に終始することとなる。それだけ自治体によって子どもの権利擁護機関の相談体制は異なる。

そして、インテーク次第では、子どもが相談したことを否定的にとらえて、次回以降につながらなくなることも少なくないだろう。それは、子どもの権利擁護機関に限らず、子どもの相談機関であれば同様のこ

とが起こりうると考えられる。そうならないためのインテークはどうあるべきかを検討していく必要がある。また、子どもの権利擁護機関において、特に、はがき・メールやSNSなどの文字だけでの相談からインテークを行う場合、相談している子どもの様子が電話や面接のように理解することが難しいという課題も考えられる。筆者の勤めた子どもの権利擁護機関においてもメール相談を相談開始当初から実施してきた。自治体ホームページ上の専用フォームに相談内容を記載して送信することができ、そこに記載されたメールアドレス宛に、子どもの権利擁護機関から返信を出し、その後はそのメールでやり取りをすることができる仕組みであった。短文の相談内容から専門員は子どもが相談したいことを想像し、返信すべき言葉かけは何かを考えていくこともインテークの一つの技術と考えている。さらにコロナ禍、家にいることが増えたためか、相談件数が減少した。メール相談の若干の増加から家に子ども親もいて、子どもが電話で相談がしにくい状況が増えているのではないかと仮定し、メールという手段を持ちえない小学生への対応として、無料で出せるはがき相談を始めた。小学生からはがき相談はとても多くの件数が寄せられ、多くが返事を求めている。それらの返信の際もメール同様、様々な手法を元にインテークが行われていた。

以上のように専門員の専門性や委員による指示と、相談方法によって異なるインテークの実践と課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

これからの研究について、次のように進めていきたいと考えている。まず、先行研究として、児童相談所や教育相談など、こ

れまで子どもからの相談対応をしてきている自治体の相談機関の相談支援の研究や調査により、子どもへのインテークについての実践とその歴史的変遷について整理する。

次に全国の自治体に設置されている子どもの権利擁護機関に相談支援におけるインテークの位置づけ、体制、方法等に関する実態を明らかにするために、アンケート調査をおこない、整理分類をする。それに基づき、協力が得られる特徴的な自治体の実態調査を実施したい。

特に、はがき・メールや SNS における相談として実施していることが少ない。そのためはがき・メールや SNS のインテークについては先行研究も少ないと考えられる。

はがき・メールや SNS については、すでに実施している子どもの権利擁護機関の情報を元にヒアリング調査も実施し分析することを検討している。

子どもの権利擁護機関におけるインテークの実践をこれらの調査によって収集し、研究したい。

3. 研究特色

本研究の特色の一つ目は、子どもの相談に対するインテークの重要性に着目した点である。2023年4月からこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行した。そのことにより、今後、各自治体において子ども条例の策定や子どもの権利擁護機関の設置が相次ぐのではないかと予想される。一方、子どもの権利擁護機関の相談に焦点を当てた研究は少なく、本研究は今後新しくできる子どもの権利擁護機関において、適切な初期対応が可能になる重要なシステム構築への提言になるのではないかと考えている。

二つ目は、子どもの相談に対するインテークについて、子どもの権利擁護機関の実

践例から考察を行う点である。筆者は子どもの権利擁護機関で子どもからの相談に対して、様々なインテークを行ってきた経験があり、実務面からのインテークの重要性を理解しているところ、これまでの経験からいくつかの自治体の子どもの権利擁護機関とのつながりがあることから、子どもの権利擁護機関に対して調査研究への協力も得られやすいと思われる。

本研究によって、子どもの最後の砦となる子どもの権利擁護機関への相談が、つながりにくいといわれている困難な状況にある子どもたちにとって、「相談してよかった」と一人でも多く感じてもらうことにつながっていくようにしていきたい。

**介護福祉士養成における多職種連携教育に関する考察
—実施状況の比較による教育実践プログラムの検討—**

福祉社会デザイン学部社会福祉学科

新田 恵美

1. 研究の背景及び目的

1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、翌1988年度より介護福祉士の養成教育が開始された。介護福祉士養成教育も今年で36年が経過し、その間、社会構造の変化や、多様化した利用者ニーズに応えるべく、介護福祉士養成カリキュラムは四度の改正を重ねてきた。カリキュラムを検討するにあたり、介護福祉士の専門性を「求められる介護福祉士像」(厚生労働省、2018)に整理し、その中でも多職種連携について「関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する」と示している。更に、それらを踏まえ介護福祉士養成課程卒業時の「修得すべき評価基準」(日本介護福祉士養成施設協会、2019)において、多職種連携はコアコンピテンシーの1つとしてカテゴリー化されている。また、文部科学省審議会答申「21世紀に向けた介護関係人材育成の在り方について」21世紀医学・医療懇談会第2報告の中で、保険・医療・福祉の専門教育の充実と連携の強化を見据えた教育の必要性が指摘され、医療分野を中心に多職種連携教育を実践する様々な取り組みが報告されている(酒井、2011;小川ら、2014;平井、2014;野田ら、2019;常見ら、2020)。一方、小林ら(2012)は、介護福祉士養成における多職種連携教育の不十分さの見解を示し、筆者は、介護福祉士養成における多職種連携教育を阻害する要因や、多職種連携教育の意識の問題点を明らかにした(新田、2017)、また、介

護福祉士養成と隣接する専門領域の学生との間で、多職種連携教育の報告もみられず、介護福祉士養成での多職種連携教育が十分に組み込まれているとは言い難い。そこで本研究は、介護福祉士養成における多職種連携教育の教育実践プログラムを検討するため、介護福祉士養成における多職種連携教育の実施状況について、2016年と2019年を比較検討することを目的とした。

2. 研究方法

2-1 調査対象と調査方法

2016年、日本介護福祉士養成施設協会に登録している介護福祉士養成施設405校の教務主任を対象に自記式質問紙を用いた郵送調査を実施した、その際に、インタビュー調査の承諾を得られた養成施設8校の教務主任をインタビューの調査対象とした。調査は、第1回調査2016年9月と、第2回調査2019年6月の計2回、インタビューによる継続調査を実施した。また、調査対象施設の属性及び下記3点の研究概念を基にインタビュー項目を定め、各養成施設の多職種連携教育の実践状況を整理した。

- ① 多職種連携教育の実践内容
- ② 多職種連携教育の経緯
- ③ 多職種連携教育の実施後の評価、及び今後の課題

尚、調査協力に際し、研究目的を明示し、調査の趣旨について協力者の理解を十分に得るとともに、個人や養成施設を特定できないよう掲載することに関して同意を得た。

2-2 主な用語の定義

本研究で用いる主要用語の定義は、既存の定義である CAIPE (The UK Center for the Advancement of Interprofessional Education : 英国専門職連携教育推進センター) の定義(2002)に基づき下記の通りとした。

- ① 多職種：2 つ以上の分野の異なる専門職。
- ② 多職種連携：2 つ以上の分野の異なる専門職が、協働してサービスを提供する。
- ③ 多職種連携教育：複数の専門領域の学生が同じ場所で共に学び、互いから学び合いながら多職種連携について学ぶ教育。

3. 結果と考察 (表1)

3-1 多職種連携教育の実施形式

多職種連携教育の実施状況から、3 つの実施形式に分類することができた。

1 つ目は、カリキュラムに位置付けず、養成校独自のイベント企画として多職種連携教育を実施する形式を「イベント型」と分類した。「イベント型」は、年に1回、ないし2回の実施であり、2016年の実施が1校に対して、2019年は3校と増加した。増加の背景として、隣接する新学部の開設に合わせ、「イベント型」の導入がしやすい、また他校と多職種連携教育を実施する上でも単発で教育する「イベント型」が受け入れやすいことが考えられる。

2 つ目は、介護福祉士養成課程の領域、【人間と社会】【介護】【こころとからだのしくみ】【医療的ケア】の4領域の科目の一部を多職種連携教育で実施する、または1科目全てを多職種連携教育として実施する形式を「資格科目内型」と分類した。「資格科目内型」は、2016年、2019年の両年において実施形式の半数以上を占めていた。これらは、カリキュラム改正に示す、「介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上」(厚生労働省、2018)が3領域の科目に位置づける背景要因の一つとして推測される。多職種連携教育を介護福祉士養成科目に位置づけることにより、まとまった教育時間数の確保と、多職種連携教育としての目的が明確に示され、画一した授業プロセスに期待ができる。

3 つ目は、多職種連携を修得するために、養成校独自の科目を開講し多職種連携教育を実施する形式を「独自科目型」と分類した。「独自科目型」の該当校は1校であり、各専門領域が、各養成教育を横断する形で独自科目を位置づけるには、物理的な課題も容易ではないと推測される。

3 つ目は、多職種連携を修得するために、養成校独自の科目を開講し多職種連携教育を実施する形式を「独自科目型」と分類した。「独自科目型」の該当校は1校であり、各専門領域が、各養成教育を横断する形で独自科目を位置づけるには、物理的な課題も容易ではないと推測される。

3-2 多職種連携教育の実施方法

多職種連携教育の実施方法は、隣接する各専門領域の学生と共同で、演習を実施する「演習」形態、フィールド体験を実施する「体験」形態、講義形態と演習形態を組み合わせた「講義・演習」形態の3つの実施方法に分類できる。

「演習」形態では、2016年、2019年ともに、各養成校で最も多く実施されている方法であり、「グループワーク」、「ロールプレイ」等の演習を取り入れ、事例を展開した形式が多くみられた。また、「体験」形態での実践は、各専門領域の学生が、共同で企画に取り組むことを目的とすることで、学生同士の協働する「体験」が、多職種連携の概念を導く出発点となり、多職種連携教育を体系的に学ぶ導入要素として有意であると考えられる。「講義・演習」形態では、「人間関係の形成」、「多職種連携の概念」など、連携教育としての基礎概念を『講義』形態で展開し、『演習』では、「自己の職種と他職種の役割について事例を用いて整理する」、「事例を用いたグループ討議」など、互いの専門領域の役割や職種独自の価値観を実

感する。『講義』と『演習』の2形態から学ぶことで、より自身の専門領域の役割が明

表1 多職種連携教育の実施状況

対象		多職種連携教育の実施状況					
		2016年			2019年		
種別	学校で併設している他領域の専門職養成	実施形式	方法	回数	実施形式	方法	回数
a	専門学校 保育士、医療事務 (単科→2017学科併設)	—	—	—	イベント型	体験	2回/年
b	専門学校 社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士	イベント型	演習	1回/年	イベント型	演習	1回/年
c	専門学校 理学療法士、作業療法士 (連携教育は作業療法士と実施)	資格科目内型 (領域: ところから だのしくみ)	演習	2/15コマ	資格科目内型 (領域: ところから だのしくみ) 資格科目内型 (領域: 人間と社会) 資格科目内型 (領域: 介護) イベント型 (他校の連携教育に 数名の学生が参加)	演習 演習 体験 演習	2/15コマ 1/15コマ 3/15コマ 1回/年
d	専門学校 保育士、社会福祉士	資格科目内型 (領域: 介護)	演習	3/15コマ	—	—	—
e	専門学校 保育士 (連携教育は他校の歯科 衛生士養成と実施)	資格科目内型 (領域: 介護)	演習	2/15コマ	—	—	—
f	専門学校 看護師	資格科目内型 (領域: 人間と社会)	講義・ 演習	15/15コマ	資格科目内型 (領域: 人間と社会)	講義・ 演習	15/15コマ
g	専門学校 作業療法士	資格科目内型 (領域: 介護)	演習	7/15コマ	資格科目内型 (領域: 介護)	演習	3/15コマ
h	短期大学 社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士、保育士、幼稚園・初等教員	独自科目型 (総合基礎演習)	講義・ 演習	8/8コマ	独自科目型 (チーム77入門1)	講義・ 演習	8/8コマ

確になることも期待できる。

3-3 多職種連携教育の実践モデル

2016年、2019年における多職種連携教育の実施状況の論考をふまえ、多職種連携教育の実践モデルを整理した。

多職種連携教育の実施形式を「資格科目内型」とし、多職種連携教育の実施方法を「体験」と「講義・演習」形態とした。また、実施方法の「体験」形態を『フィールド協働体験』とし、「講義・演習」形態では①人間関係の形成と多職種連携の概念、②自己職種の理解、③他職種の理解、④チームによる事例展開、を項目とした。

本研究は、2016年、2019年における多職種連携教育の実施状況を検討し、多職種連携教育の実践モデルを整理したまでで、多職種連携教育の実践プログラムの検証には至っていない。今後は、多職種連携教育の実践モデルの実施における調査を評価・分析する必要がある。さらに、多職種連携教育の実践モデルの妥当性について検証し、

多職種連携教育の実践プログラムの検討を重ねていくことが課題である。

【引用文献】

英国専門職連携教育推進センター (2002)

「(CAIPE: The UK Centre for the Advancement of Interprofessional Education) 英国での IPW/IPE 展開の背景」

(<http://www.spu.ac.jp/saipe/development/ipe/0511/ipw-ipe.htm> 2016.2.21, 2019.9.1, 2023.7.1 閲覧)。

平井みどり (2014) 「特集：多職種連携教育 II-5 多職種連携教育について～神戸大学の場合～」『医学教育』45(3), 173-182.

金城やす子・松平千佳 (2004) 「医療保育士からみた看護師との連携の現状と課題」『静岡県立大学紀要』18, 35-43.

小林紀明・黒白恵子・鈴木幸恵 (2012) 「日本の保健医療福祉系大学におけるインタープロフェッショナル教育の動向」『目白大学健康科学研究』5, 85-92.

厚生労働省 (2018) 「平成 30 年度介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000345245.pdf> 2019.9.1, 2023.7.1 閲覧)。

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 (2019) 『介護福祉士養成課程における修得度評価基準の策定等に関する調査研究事業報告書』

新田恵美 (2017) 「介護福祉士養成における多職種連携教育に関する考察」『介護福祉教育』22(1), 62-69.

文部科学省 (1997) 『21 世紀に向けた介護関係人材育成の在り方について 21 世紀医学-医療懇談会第 2 次報告』

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/009/toushin/970201.htm 2016.2.21, 2023.7.1 閲覧)。

野田幸裕・内田美月・半谷眞七子 (2019)

「医療系学部を有さない薬学部における
多職種連携教育の実践：他の医療系学部
との連携」『薬学教育』3, 1-7.

小川孔美・原和彦・木下望 (2014)「専門職

連携実践 (IPW) と専門職連携教育
(IPE) -埼玉南専門職連携推進会議 7 年
間の実践からの考察-」『埼玉県立大学紀
要』16, 61-68.

大塚眞理子・長谷川真美・新井利民・丸山
優・酒井郁子(2008)『インタープロフェ
ッショナルワークに貢献する看護を学ぶ
教材開発 平成 18～19 年度科学研究費補
助金基盤研究(c) 研究成果報告書』

酒井郁子 (2011)「千葉大学『玄鼻 IPE』の
現在-看護学部・医学部・薬学部の連携協
働プロジェクトの進化 (特集チーム医療が
培う IPE)」『看護教育』52(6), 444-450.

追記

本抄録及び発表は、文京学院大学人間学
部研究紀要(2021) の一部修正しまとめた
ものである。

『接近困難』な高齢者との（援助）関係構築のプロセスとアプローチの原則に関する研究
—地域包括支援センターが対応している高齢者の“ゴミ屋敷”事例を中心に—

福祉社会デザイン学部社会福祉学科
藤澤 美保

1. 研究の背景と目的

様々な要因で社会とのかかわりが希薄になり、地域で孤立した生活を送っている高齢者とその家族は、生活問題が表面化することで地域社会に認識されるケースが多く、地域社会で認識された時点では、これまでの関わりがないがゆえに接近困難なケースと捉えられているのではないだろうか。このような接近困難ケースに対して、接近を試み支援が必要な場合には介入をしていくことができるソーシャルワーカーが少なからず存在している。現在、その方々の実践スキルを表現する言語が少ないため、多くの場合『職人技』と表現されている。

この『職人技』について田中は、「そのポイントは『面接』や『かかわり』というソーシャルワークの極めて個別かつ瞬間的な状態の中で現れるものであり、抽出し一般化することに困難を極めるいわば『職人技』の域である」（田中 2014）と述べている。

支援者の行っている援助を他者が捉えることのできる現象としてみたときに、一見共通性のないもののように感じられるがゆえに、田中が述べているように「抽出し一般化することに困難を極める」（田中 2014）ととらえられているのが現状ではないだろうか。田中はこの論の最後を、「必要なアセスメントスキルを明らかにし、元来『職人技』として存在していたアセスメントプロセスの言語化を試みていく必要がある」（田中 2014）と結んでおり、このプロ

セスを示すことは、支援者にとって有益なものと考えられる。

支援者が『職人技』を駆使し、接近困難な生活問題を抱える高齢者とその家族に対して介入していく際に行っている、関係性構築のプロセスとアプローチには共通した原則があるのではなかと考える。本研究では、接近困難なケースが多い“ゴミ屋敷”事例を分析することで、その原則を明らかにしていく。

2. 先行研究の概観

接近困難なクライアント（herd to reach）及びインボランタリークライアントとの関係構築に関する先行研究には以下のものがあつた。

精神障がいのある方へのかかわりとして、大島は、精神疾患の発病前後に精神状態やそれらに伴う社会的問題に苦しみながらも、早期に専門サービスを受けられずにいる人たちとの関係づくりの方法を示している（大島 2011）。

田中は、若手 PSW のアセスメントプロセスの困難について、5 点を示し、「5 点は相互に影響しあい、アセスメントの本来の目的であるクライアントの全人的理解を困難にしていることがわかった」（田中 2014）と 5 つの項目を上げ、クライアントの理解、特に全人的理解について困難を抱えていると指摘した。

久松は支援に否定的な高齢者に行うアウトリーチにおいて、「ソーシャルワークにお

けるリスクを『クライアントの生活に纏わる危機が発生前か潜在化している状態を表し、今後危機が発生あるいは潜在化する可能性のある状態を意味する』と導き出し、「支援に否定的な高齢者へのソーシャルワークにおけるリスクコミュニケーションの概念的意味づけも導き出し、両者が近似的で親和性が高い」ことを示した（久松 2023）。

鈴木は、自立支援施策についての先行研究分析により、アウトリーチ・サービス・モデルについて、「ハイリスク・アプローチとポピュレーション・アプローチという2つのアプローチがアウトリーチ・サービスにあることを認識し、かつ、対象者、サービス提供主体、役割・機能、目的を明確にすることを重視し、概念的定義と操作的定義に分けてアウトリーチ・サービスの定義」を示した（鈴木 2019）。

廣瀬らは、接近困難（hard-to-reach）について、日本語文献 15 文献、English 検索 26 文献の 41 文献においての示されている特性と状況および研究動向と課題についての文献検討を行い、「『接近困難（hard-to-reach）』と称される人々の特性には【コミュニケーション能力の欠如】【脆弱性】【自己防衛】があり、状況には【社会的孤立】、【暴力と犯罪】」があると示した。また、接近困難に関する研究データの少なさも指摘している（廣瀬ら 2020）。

副田は、欧米のインボランタリークライアント（以下 INVC とする）への援助論について文献検討を行い、「1) 動機一致戦略論、2) 関係基盤実践論、3) 解決志向アプローチ実践論、の 3 つに分類」できることを示した。そのうえで、「INVC との関係形成の方法論として、1) と 2) は、ソーシャルワーカー（ワーカーと略記）の対応が倫理的と言えるかという疑問があり、ワーカーに大き

な負担感をもたらすおそれがあること、それに対し、3) は倫理的でワーカーにとって負担感が相対的に小さく、より汎用性があり、援助技法もより明確でわかりやすい」（副田 2015）と分析している。

以上の 6 篇の論文により、接近困難な対象者にかかわる困難性や、リスク、クライアントの属性や海外におけるアプローチ実践論などが明らかになっている。しかし、現在の日本において日々行われている実践についての研究は、筆者が検索した限りでは見つけることができなかった。

窪田は、「援助過程において、ニーズの一覧表、あるいは本人の希望の表明という形で、単純な照合手続きとして援助課題の整理が行われてはならない。」（窪田 2013）と述べている。また、「本人が述べている困難の客観的側面、本人の不安、その背景、援助を求めてやってきた決断の意味するところなどを総合的に判断する専門援助者の視点に加えて、共同作業として進められる『課題明確化』の過程」が重要であると示している。これらを行うために必要なアプローチの原則は未だ示されておらず、この原則の要になるかわりとして、中動的なかわりがあると推測する。

3. リサーチクエストに対するパイロットスタディー

現在のリサーチクエストを確認するために、相談援助業務経験 10 年以上の A 市社会福祉協議会地域包括支援センター主任介護支援専門員の方の協力を得てヒアリングをさせて頂いた。その結果、問題の捉え方や人となりの把握の仕方、社会問題と個人の問題との関連性、生活問題の全体性を掴もうとする姿勢、中動的なかわりなど『職人技』に通底する原則についての示唆を得ることが出来た。

以下、ヒアリングの際に得られた原則となり得るかかわりについて、6項目を示す。

- ・家庭内のパワーバランスを聞き取っている（キーパーソンを定めている）。
- ・問題が蓄積していく過程を聞いている。
- ・必要があれば援助対象者を変更している。
- ・問題となっている現象を望ましくない状態と捉えていない。
- ・クライアントに変容を求めない。
- ・生活問題それぞれに介入するタイミングを見極めている。

4. 今後の研究の進め方

今後の研究スケジュールは以下を予定している。

①接近困難なクライアントとの関係性構築に関する国内外の先行研究レビューを行い、どのようなかわりについて研究が進んでいて、研究が進んでいないかわりを明かにしていく。なお、インボランタリークライアントに関する文献については副田が2015年に、接近困難（hard-to-reach）ケースに関する文献については廣野ら等2020年にレビュー論文を公表している。しかし、伴走型支援に関する文献レビュー論文は見あたらないため、副田、広瀬らがまとめた以降の論文をレビューすることに加え、伴走型支援および重層型支援に関するレビューを行っていく。また、研究の枠組みとして重要な概念となる、中動的関係性に関する先行研究（主に國分、熊谷、西村）と、『生活問題』という用語の歴史的背景についても先行文献の検討を行っていく。

②首都圏の地域包括支援センター職員に対する、高齢者“ゴミ屋敷”事例に関する聞き取り調査を行う。インタビュー対象者は相談援助業務経験10年以上とし、アイデンティティがソーシャルワーカーであれば保有資格は問わない。そのインタビュー結果を M-

GTA または事例コードマトリックスを活用した質的データ分析のいずれかによる分析を行い、関係構築のプロセスを明らかにする。

③インタビュー調査で得た知見をもとに、関係性構築のプロセスに通底する原則を明らかにするため、首都圏の地域包括支援センター職員に対してアンケート調査を行う。

④②、③の調査結果をまとめ考察を行う。

以上のようなスケジュールで研究を進めていきたいと考えている。

【引用文献】

廣野祥子・時長美希・野嶋佐由美（2020）

『『接近困難（hard-to-reach）』と称される人々に関する文献検討』『高知女子大学看護学会誌』45（2）, 139-148.

久松信夫（2023）「支援に否定的な高齢者へのアウトリーチとリスクコミュニケーション」『桜美林大学研究紀要.総合人間科学研究』3, 196-298.

久松信夫・小野寺敦志・加藤伸司・矢吹知之（2016）「地域包括支援センターにおける認知症高齢者と介護家族へのアウトリーチ機能の検討」『日本認知症ケア学会誌』14（4）, 780-791.

窪田暁子（2013）『福祉援助の臨床－共感する他者として』誠信書房.

窪田暁子（1981）「医療福祉 医療福祉ソーシャルワーク」『講座社会福祉 4 社会福祉実践基礎Ⅲ』有斐閣.

大嶋巖（2011）「いま、なぜアウトリーチか～対応すべきニーズと対象層、期待される役割発展、可能性」『精神科臨床サービス』11, 6-10.

副田あけみ（2015）「インボランタリークライアントとのソーシャルワーク：関係形成の方法に焦点を当てた文献レビュー」『関東学院大学人文科学研究報』39, 153-

171.

鈴木奈穂美 (2019) 「自立支援施策における
アウトリーチ・サービス・モデルの理論
的枠組み」『社会科学年報』 53, 71-97.

田中和彦 (2014) 「アセスメントプロセスに
おける若手 PSW の困難さー研修の方向性
の模索」『日本福祉大学社会福祉論集』
130, 31-43.

座間太郎 (2001) 「在宅介護支援センターに
おけるアウトリーチ実践に関する研究」
『ソーシャルワーカー』 (6), 59-70.